

○協議第十四号の二 納税組合・各種
奨励金の取扱いについて

全期前納報奨金の存続について意見
が分かれ、専門部会へもどしたうえで
再度協議することとされました。

○協議第十五号 姉妹都市の取扱いに
ついて

姉妹都市については一度白紙にもど
した上で、新市において存続について
検討したほうが良いのではないかと
意見が出され、継続協議となりました。

○協議第十六号 国際交流事業の取扱
いについて

おおむね原案どおりということとし
たが、新市において存続について検討
したほうが良いのではないかと
意見が出され、継続協議となりました。

○協議第十七号 広報・広聴関係事業
の取扱いについて

原案どおり承認されました。

提案事項

①新市建設計画(将来ビジョン)につい
て

将来ビジョンは、住民の方に、合併
に関する基本的な考え方や、合併した
場合の新市の将来像をお示しするもの
です。先日の住民アンケートを踏まえ
て、新市のまちづくりにあたっての方
向性を新市の将来ビジョン(構想素案)
として提案しました。このビジョンを
たたき台としながら、新市の建設計画
が策定されます。

ビジョン(構想素案)につきまして

は二月中にさらに検討を加えながら、
三月の協議会で最終的な協議を行い、
三月中には各家庭にお届けできるよう
にと考えております。

このビジョンをもとに、四月以降住
民の方々や専門部会によるワークショ
ップを行い、具体的中身をつめながら
新市建設計画を策定していく予定です。
②投票区の見直し、開票所の選定につ
いて

十二月の第六回協議会において、旧
町村ごとに選挙区を設置するというこ
とで確認されましたが、これに伴い、
投票所の見直しや開票所の選定につ
いて、合併までに調整を行う必要があり
ます。

③農業委員会の委員の定数及び任期の
取扱いについて

農業委員会の委員の定数及び任期の
取扱いについては、専門部会及び農業
委員会の会長、副会長さんの合同会議
等により、検討を進めてまいりました。

選挙による委員の定数については、
合併により一人当たりの担当区域が大
幅に増えることから、合併当初は上限
である三十人以内とする(現員数は五
十六人)、また、委員の地域的な偏り
が生じる恐れがあることから、旧町村
を区域とする四つの選挙区を設置する
ということと提案しております。

選挙による委員の任期については合
併特例法の規定を適用し、合併後一年
を超えない範囲で引き続き在任するこ
ういうことで提案しております。なお、

選任による委員については特例が設け
られておらず合併時に身分を失うため
合併に併せて速やかに選任する必要が
あります。

農業委員会等に関する法律では、一
市町村一農業委員会が原則になってい
ます。ただし、特例によりその区域が
著しく大きい市町村又は区域内の農地
面積が著しく大きい市町村で政令で定
めるもの(区域の面積が二四、〇〇〇
ヘクタールを超える市町村又は農地面
積が七、〇〇〇ヘクタールを超える市
町村)については、区域を二以上に分
けて各区域に農業委員会を置くことが
できるとされています。

農業委員会の設置につきましては、
市町村合併の本旨や、他協議会の事例、
旧町村の枠を超えた農地の流動化が促
進され担い手の育成や規模拡大等によ
る農業経営の確立ができるのではない
かという点などから「新市に一つの農
業委員会を設置」という案と、地域に
より農業形態や農業の方向性が違うと
いうことで「新市に二つの農業委員会
を設置(一の宮町・阿蘇町で一つ、産
山村・波野村で一つ)」という案が出
されており、次回の協議会において併
せて協議する予定です。

④学校教育関係の取扱いについて

4町村には小学校が分校も含め十五校、
中学校が五校あります。少子化により
将来的に児童・生徒数の減少が予想され、
複式学級の解消のためにも統廃合が必

要となることが予想されます。学校の
統廃合については今後の児童・生徒数
の推移を見定めながら「新市において
児童生徒数の推移により、必要に応じ
て計画的に実施を行う」ということで
提案しています。

また、学校施設の老朽化により改修
や改築の必要性があり、「新市におい
て学校施設整備計画を策定し、計画に
沿って整備をおこなう」としてあります。

特殊学級の取扱いについては、入学
前年度早くからの手続きが求められる
ことから、保護者、保育所・幼稚園及
び地域との連携によるニーズの把握を
行い「現行のまま新市に引き継ぐ」と
してあります。

奨学金制度につきましては、新市の
将来を担う若い人材の育成のため、「新
市において基金を創設し、高校、大学
(短大)、専修学校の学生・生徒を対象
とする奨学金制度を設立する」という
ことで提案しました。

学校給食費や給食センターの運営等、
学校給食関係の取扱いについては当面
現行どおりとし、新市において検討す
るということと提案しています。

以上、次回協議予定の四項目につ
いて事務局から事前説明を行いました。
三月十一日の協議会において具体的協
議が行われる予定です。

